

(参考) 新旧対照表 (下線部: 変更箇所)

新		旧	
	こ成保第15号 令和5年4月19日		こ成保第15号 令和5年4月19日
第一次改正	こ成保第54号 令和5年6月6日	第一次改正	こ成保第54号 令和5年6月6日
第二次改正	こ成保第6号 令和6年1月18日	第二次改正	こ成保第6号 令和6年1月18日
第三次改正	こ成保第207号 令和6年3月29日	第三次改正	こ成保第207号 令和6年3月29日
第四次改正	こ成保103号 令和7年2月6日	第四次改正	こ成保103号 令和7年2月6日
第五次改正	こ成保第298号 令和7年4月11日	第五次改正	こ成保第298号 令和7年4月11日
第六次改正	こ成保第15号 令和8年1月8日	第六次改正	こ成保第15号 令和8年1月8日
<u>第七次改正</u>	<u>こ成保第321号</u> <u>令和8年4月8日</u>		
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長		各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	
	こども家庭庁成育局長 (公印省略)		こども家庭庁成育局長 (公印省略)
	認可保育所等設置支援等事業の実施について		認可保育所等設置支援等事業の実施について
	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児		地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児

童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援等事業を次により実施し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別添 1

### 保育所等改修費等支援事業実施要綱

#### 1 事業の目的

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づき市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保を行うため、賃貸物件による保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修、乳児等通園支援事業の実施に必要となる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要となる改修等に要する経費を補助することにより、地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策を行うとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### 3 事業の内容

(1)～(4)

(略)

童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援等事業を次により実施し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別添 1

### 保育所等改修費等支援事業実施要綱

#### 1 事業の目的

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業及び小規模保育事業の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づき市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保を行うため、賃貸物件による保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を設置するための改修、賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修、家庭的保育事業の実施場所にかかる改修、乳児等通園支援事業の実施に必要となる改修及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に必要となる改修等に要する経費を補助することにより、地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策を行うとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

#### 3 事業の内容

(1)～(4)

(略)

(5) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等  
乳児等通園支援事業（削除）を実施する者が、乳児等通園支援事業を実施する上で、適切な環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

(6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等  
幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

※ 上記（1）から（5）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年4月1日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。

#### 4 対象事業者

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所等を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。（公立施設を活用して保育所等を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。）

(2) 小規模保育改修費等  
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(3) 認可化移行改修費等  
「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（令和5年9月19日こ成保第111号）の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童福

(5) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等  
乳児等通園支援事業（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の児童福祉法第6条の3第23項に規定する事業を行う事業所）を実施する者が、乳児等通園支援事業を実施する上で、適切な環境を整えるために必要な経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

(6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等  
幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動（以下「長時間預かり保育」という。）等を行う私立幼稚園であって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望している私立幼稚園に対し、事業の開設に必要な経費（改修費等）の一部を補助する。

※ 上記（1）から（5）の補助対象経費のうち、賃借料については、毎年4月1日以降開所までに発生するものに限る。ただし、当該賃借料の補助を受けた年度の翌年度以降に開所する場合は、補助を受けた年度の3月31日までの間とする。

#### 4 対象事業者

(1) 賃貸物件による保育所等改修費等  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所等を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合を除く。（公立施設を活用して保育所等を運営する民間事業者であって、当該事業者が当該施設を改修する場合を含む。）

(2) 小規模保育改修費等  
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(3) 認可化移行改修費等  
「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第36号）の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」（以下「認可化移行運営費実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満し、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に児童

祉施設設備運営基準第32条、家庭的保育事業設備運営基準第28条、第32条、第33条又は第43条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を経営する者

(4) 家庭的保育改修費等

子ども・子育て支援法第43条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(5) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

**子ども・子育て支援法第54条の2**に基づき乳児等通園支援事業者として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」（以下「長時間預かり実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満たし、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者

5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合
- ② 施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

**③ 賃貸物件により当該事業を行う場合であって、当該賃貸借契約が借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借契約であるとき**

(2) 本事業による賃借料の補助は、1の施設・事業所につき1回限りとする。

6 留意事項

(1) 4の(3)について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。

福祉施設設備運営基準第32条、家庭的保育事業設備運営基準第28条、第32条、第33条又は第43条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を経営する者

(4) 家庭的保育改修費等

子ども・子育て支援法第43条に基づき特定地域型保育事業者（家庭的保育事業に限る。）として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(5) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

**改正後の児童福祉法第6条の3第23項**に基づき乳児等通園支援事業者として市町村長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者（公立を含む。）

(6) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等

「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」（以下「長時間預かり実施要綱」という。）に掲げる実施要件を満たし、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業への移行を希望する私立幼稚園を経営する者

5 対象事業の制限

(1) 次に掲げる場合については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合
- ② 施設整備を目的とする場合（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

**(新規)**

(2) 本事業による賃借料の補助は、1の施設・事業所につき1回限りとする。

6 留意事項

(1) 4の(3)について、認可化移行運営費実施要綱に掲げる期間内に認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合、補助金の返還を命ずることができるものとする。

<p>(2) 4の(6)について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>別添2 (略)</p> <p>別添3</p> <p>認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業(以下「保育所等」という。)への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、<u>こ</u>どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別添4 (略)</p>	<p>(2) 4の(6)について、長時間預かり実施要綱に掲げる期間内に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準を満たさなかった場合は補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>別添2 (略)</p> <p>別添3</p> <p>認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業(以下「保育所等」という。)への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、<u>子</u>どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別添4 (略)</p>
--	--

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、こどもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 3の(1)及び(2)（ただし、④を除く。）の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(2) 3の(2)の④のア

① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下4(5)において同じ。）、乳児等通園支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村が認めた者とする。

② 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に基づく届出を行っている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）。以下4(5)において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者とする。

(3) 3の(2)の④のイ

① 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下4(6)において同じ。）、乳児等通園支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

② 認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下4(6)において同じ）を対象とする場合

別添5

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、こどもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 3の(1)及び(2)（ただし、④を除く。）の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(2) 3の(2)の④のア

① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下4(5)において同じ。）（追加）を対象とする場合

実施主体は、市町村が認めた者とする。

② 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に基づく届出を行っている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）。以下4(5)において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者とする。

(3) 3の(2)の④のイ

① 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。以下4(6)において同じ。）（追加）を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

② 認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下4(6)において同じ）を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

(4) 3の(2)の④のウ

- ① 保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を含む。以下4（7）において同じ。）、乳児等通園支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

- ② 認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業（個人のベビーシッターを除く。）を含む。以下4（7）において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

3 事業の内容

(1) 基本改善事業

(略)

(2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児（人口呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）（以下、「障害児等」という。）を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所及び認定こども園の分園の設置を推進するため、分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業

④ 安全対策事業

ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業

イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

ウ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

(4) 3の(2)の④のウ

- ① 保育所、認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を含む。以下4（7）において同じ。）、乳児等通園支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

- ② 認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業（個人のベビーシッターを除く。）を含む。以下4（7）において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

3 事業の内容

(1) 基本改善事業

(略)

(2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児（人口呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）（以下、「障害児等」という。）を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所及び認定こども園の分園の設置を推進するため、分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業

④ 安全対策事業

ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業

イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

ウ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業

- ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業  
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業  
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に法第6条の3第7号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦ 感染症対策のための改修整備等事業  
4（12）に定める対象施設において、感染症対策のために必要となる改修や設備（使用済みおむつの保管に係る改修や設備を含む。）の整備等を行う事業
- ⑧ 保育環境向上等事業  
4（13）に定める対象施設において、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品、フローリング貼・カーペット敷や熱中症対策のためのサンシェード等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

#### 4 対象事業の制限

- (1)～(4)  
(略)

(5) 安全対策事業のAの実施については、以下①～⑤を満たすものとする。

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、乳児等通園支援事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所及び認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。  
また、乳児等通園支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業（以下「乳児等通園支援事業等」という。）については、保育所、認定こども園、地域型保育事業又は認可外保育施設で乳児等通園支援事業等を実施する場合は本事業の対象外とする。
- ② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳

- ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業  
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業  
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に法第6条の3第7号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦ 感染症対策のための改修整備等事業  
4（12）に定める対象施設において、感染症対策のために必要となる改修や設備（追加）の整備等を行う事業
- ⑧ 保育環境向上等事業  
4（13）に定める対象施設において、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷（追加）等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

#### 4 対象事業の制限

- (1)～(4)  
(略)

(5) 安全対策事業のAの実施については、以下①～⑤を満たすものとする。

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所（追加）及び認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。  
（追加）
- ② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳

以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

- ③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

- ④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

- ⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

- (6) 安全対策事業のイの実施については、以下①～③を満たすものとする。

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、乳児等通園支援事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所及び認可外保育施設とする。

なお、地方公共団体が運営するもの及び証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。

ただし、乳児等通園支援事業等については、保育所、認定こども園、地域型保育事業又は認可外保育施設で乳児等通園支援事業等を実施する場合は本事業の対象外とする。

- ② 対象機器については、GPSやBLEによりこどもの位置情報を

以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

- ③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

- ④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

- ⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

- (6) 安全対策事業のイの実施については、以下①～③を満たすものとする。

- ① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、(追加)認可外保育施設とする。

なお、地方公共団体が運営するもの及び証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。

(追加)

- ② 対象機器については、GPSやBLEにより子どもの位置情報を

管理するなど、園外活動時等のこどもの見守りに資する機器とする。

③ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。

(7) 安全対策事業のウの実施については、以下①～③を満たすものとする。

① 対象施設については、保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、乳児等通園支援事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所及び認可外保育施設とする。

なお、地方公共団体が運営するもの及び証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。（以下「対象施設等」という。）

ただし、乳児等通園支援事業等については、保育所、認定こども園、地域型保育事業又は認可外保育施設で乳児等通園支援事業等を実施する場合は本事業の対象外とする。

② 事業の内容は、対象施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うものとする。

③ 事業にあたっては、以下に留意すること。

- ・カメラ設置の可否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
- ・カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

- ・「居宅訪問型保育事業」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」を行

管理するなど、園外活動時等のこどもの見守りに資する機器とする。

③ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。

(7) 安全対策事業のウの実施については、以下①～③を満たすものとする。

① 対象施設については、保育所、認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、乳児等通園支援事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所及び認可外保育施設とする。

なお、地方公共団体が運営するもの及び証明書の交付を受けていない認可外保育施設についても対象とする。（以下「対象施設等」という。）

ただし、乳児等通園支援事業、一時預かり事業及び病児保育事業（以下「乳児等通園支援事業等」という。）については、保育所、認定こども園、地域型保育事業又は認可外保育施設で乳児等通園支援事業等を実施する場合は本事業の対象外とする。

② 事業の内容は、対象施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うものとする。

③ 事業にあたっては、以下に留意すること。

- ・カメラ設置の可否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
- ・カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

- ・「居宅訪問型保育事業」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」を行

う事業者において本事業を実施する場合は、対象事業者において性被害防止対策を講じるため、カメラ等の備品の購入を行うものとする。

なお、居宅において保育を行うという性質上、カメラ等の備品については、保護者がこどもの見守り等に活用することを妨げないものとする。この場合、事業者は当該カメラ等を保護者に貸与できるものとするが、貸与に当たり費用を徴収してはならない。

また、事業者は、保護者から見守りの様子等に関する情報提供を受ける仕組みを設けるとともに、提供された情報を踏まえ必要な措置を講じる体制を整備すること。

(8) ~ (13)

(略)

#### 5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

う事業者において本事業を実施する場合は、対象事業者において性被害防止対策を講じるため、カメラ等の備品の購入を行うものとする。

なお、居宅において保育を行うという性質上、カメラ等の備品については、保護者がこどもの見守り等に活用することを妨げないものとする。この場合、事業者は当該カメラ等を保護者に貸与できるものとするが、貸与に当たり費用を徴収してはならない。

また、事業者は、保護者から見守りの様子等に関する情報提供を受ける仕組みを設けるとともに、提供された情報を踏まえ必要な措置を講じる体制を整備すること。

(8) ~ (13)

(略)

#### 5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。